平成２４年（フ）第６１２号
神奈川県藤沢市白旗４丁目８―30―A11
破産者　田中　和子
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７１号
東京都墨田区立花１丁目３―18―401
破産者　高橋　雄次
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８０号
千葉県千葉市稲毛区宮野木町1964番地の40
破産者　安部　敏夫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９１号
東京都中央区銀座５丁目13番19号　銀座デュープレックスタワー６Ｆ
破産者　野川株式会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９２号
東京都中央区築地７丁目18―28―1035
破産者　野川　義夫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９９号
東京都杉並区西荻南３丁目５番地３号　ゴールドメゾン・サイレンス西荻窪302号
破産者　株式会社光フロンティアジャパン
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０６号
東京都中央区日本橋浜町３丁目１番２号
破産者　有限会社ワイティ企画
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１１号
東京都千代田区五番町２丁目15番地
破産者　株式会社アドベンチャーズ
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２３号
東京都杉並区上高井戸１丁目３番14号
破産者　株式会社ハッピーハウス
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２４号
東京都世田谷区桜丘４丁目26―18―103
破産者　山崎　　守
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７７号
東京都港区南青山２丁目10番11号
破産者　株式会社モノリス
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１７号
群馬県太田市本町16番22―204号
破産者　株式会社ジャパンオーソフット
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１８号
東京都足立区東綾瀬１丁目９－２―103
破産者　亀井建国こと　李　　建國
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１９号
東京都足立区東綾瀬１丁目９－２―103
破産者　亀井　絹代
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３１号
東京都江戸川区清新町１丁目２番２―809号
破産者　有限会社ダイレクト広告
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３２号
東京都江戸川区清新町１丁目２－２―809
破産者　中島　　正
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８２号
東京都東大和市向原６丁目1242番地の１の401
破産者　有限会社エヌテック
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６２号
神奈川県横浜市瀬谷区本郷４丁目49番３号
破産者　有限会社マークスワイオートサービス
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６３号
神奈川県横浜市緑区霧が丘５丁目19―２　ライフタウン霧が丘Ｆ２
破産者　山本　　聡
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６４号
神奈川県横浜市緑区霧が丘５丁目19―２　ライフタウン霧が丘Ｆ２
破産者　山本　　忍
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４８号
東京都江戸川区中葛西３丁目３－６―203
ＴＯＭＩＫＵＲＡ１
破産者　林崎　亮司
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７１号
東京都大田区上池台１丁目20―18―602
破産者　猿田　祐志
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部